

交企甲達第4号
令和4年2月22日
〔改正 交企甲達第20号〕
令和5年6月19日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

地域交通安全活動推進委員制度の運営要領の制定について

地域交通安全活動推進委員制度については、道路交通法（昭和35年法律第105号）、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年
国家公安委員会規則第7号）、地域交通安全活動推進委員等に関する規程（平成20年福
井県公安委員会規程第12号）及び地域交通安全活動推進委員制度の運営に係る留意事項
について（令和元年交企甲達第28号。以下「旧通達」という。）に基づき運用している
ところであるが、この度、内容の見直しを行い、別添のとおり「地域交通安全活動推進委
員制度の運営要領」を制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

地域交通安全活動推進委員制度の運営要領

第1 地域交通安全活動推進委員

1 委嘱

地域交通安全活動推進委員会等に関する規程（平成20年福井県公安委員会規程第12号。以下「規程」という。）別表第1に掲げる活動区域を管轄する署長（以下「管轄署長」という。）は、当該活動区域に居住し、勤務する等活動区域における交通の状況について知識を有する者であって、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の29第1項各号に掲げる要件を満たしている者のうちから、適任者を地域交通安全活動推進委員推薦書（別記様式第1号）により、交通企画課長を経由して福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に推薦するものとする。

2 管轄署長の推薦、委嘱の要件及び関係住民に対する周知

(1) 管轄署長の推薦

管轄署長は、地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）を推薦する場合は、活動区域内に居住し、勤務する等活動区域の交通の状況に精通していると認められる者のうちから、法第108条の29第1項各号に定める委嘱の要件を満たしているか否かを慎重に判断した上、適任者を選定し、推薦の順位を明らかにした上で、公安委員会に推薦するものとする。

(2) 委嘱の要件

法第108条の29第1項各号に定める委嘱の要件を満たすか否かの判断は、次に定めるところにより行うものとする。

ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること（法第108条の29第1項第1号）。

人格識見とともに優れ、行動においても関係地域の住民に信頼があることをいう。

関係地域に他の交通に関するボランティア活動を行う者がいる場合は、互いに連携をとりながら、効果的な活動を行うことができる者を選定することが望ましい。

イ 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること（法第108条の29第1項第2号）。

交通の安全と円滑に資するための活動について、熱意と旺盛な使命感を持つとともに、自主的及び自発的な活動を可能にするだけの時間的な余裕を有することをいう。

ウ 生活が安定していること（法第108条の29第1項第3号）。

経済的、社会的及び家庭的に見て、生活基盤が安定していることをいう。

経済的観点から見ると、推進委員は名誉職であることから、その手当等に頼らなくても十分に生活ができる者ということになる。

エ 健康で活動力を有すること（法第108条の29第1項第4号）。

心身ともに健康であり、推進委員としての活動を行うことによって、精神的及

び肉体的に支障を来すおそれがないことをいう。

このような要件を満たす限りにおいては、高齢者等であっても支障はないが、活動力等の面から十分に適格性を判断することが望ましい。

(3) 関係住民に対する周知

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）第1条第2項の規定による措置は、福井県報、福井県警察ホームページ等に、委嘱した推進委員の氏名及び連絡先並びにその活動区域を掲載することにより行うものとする。

このほか、警察署の掲示板への掲示、ミニ広報紙への掲載等適当な方法により周知に努めることが望ましい。

3 任期

推進委員の任期は2年であり、再任することができる（規則第2条）が、再任する場合であっても、1に定める委嘱の手続を執るものとする。

なお、任期満了前に、推進委員を解嘱した場合にあっては、1に定める委嘱の手続により新たに委嘱するものとし、任期は、推進委員を解嘱した日の翌月1日から任期満了日までとする。

4 活動区域

(1) 原則

推進委員は、原則として、活動区域内の地域につき、その活動を行うものとされている（規則第3条）が、これは、当該地域における交通の安全と円滑に資するための活動であれば、地理的に当該地域外の地域においても、その活動を行うことができることとする趣旨である（一の市町に複数の活動区域がある場合に、当該市町内の各活動区域の推進委員が相互に協力して当該市町全体の交通の安全と円滑に資するための活動を行うときなどのように、推進委員の活動区域内の地域における交通の安全と円滑に資するための活動が含まれていれば、当該地域外の地域において活動を行っても差し支えない。）。ただし、活動区域外の地域において、法第108条の29第2項の活動を行う場合においては、その所属する地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）を通じ、あらかじめ当該推進委員の活動区域を管轄する署長に届出をするよう指導するものとする。

(2) 特例

協議会は、他の協議会からその所属する推進委員の応援派遣の要請を受けた場合は、応援派遣することとなる推進委員の同意を得、かつ、当該推進委員の活動区域を管轄する署長に届出をし、期間及び活動する地域を定めて、その所属する推進委員を当該要請した協議会に応援派遣することができるものとする。この場合において、当該推進委員は（1）にかかわらず、定められた期間及び地域内において、その活動を行うことができるものとする。

5 活動内容及び方法

法第108条の29第2項第1号から第4号まで及び規則第4条各号に定める推進委員の活動については、次に定めるところによるものとする。

(1) 活動内容

ア 適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育（法第108条の29第2項第1号）

(7) 概要

地域住民の交通安全に対する意識を高揚させることの重要性に鑑み、地域住民に対する交通安全教育を推進委員の活動内容としたものである。

(イ) 具体例

- a 老人クラブの定例会等において、地域の高齢者に対し、身近な交通事故の多発箇所等を示すとともに、歩行中の交通事故を防止するため、安全にこれらの場所を通行する方法を理解させる交通安全教育を実施する。
- b 町内会等において、活動区域内の幼児・児童の保護者に対し、子供と一緒に道路を通行する際に注意すべき事項等、保護者として果たすべき役割を理解させるための交通安全教育を実施する。
- c 警察、交通安全協会等が実施する交通安全教育において、ヒヤリ地図の作成や地域において道路を安全に通行するために留意すべき事項等を指導する。
- d 警察、福井県交通安全活動推進センター（以下「推進センター」という。）等から講師を招き、これらの講師と共に活動区域内の住民に対して交通安全教育を実施する。

(ウ) 留意事項

推進委員の行う交通安全教育においては、歩行者や運転者が道路を安全に通行するために必要な事項を網羅的に教育する必要はなく、地域の実情に応じて、住民が安全に道路を通行するために知っておく必要のある事項を選択的に取り上げて実施すれば足りる。また、推進委員が交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に従った教育を実施することができるようにするため、県警察では、講習において当該指針や交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）の内容を指導するとともに、活動区域における交通事故の発生状況等に関する情報の提供、交通安全教育に必要な資器材の貸与、警察官の派遣等を行い、交通安全教育が効果的かつ適切に実施されるよう協力するものとする。

イ 高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進（法第108条の29第2項第2号）

(7) 概要

高齢化の進展、バリアフリー化の推進等に鑑み、高齢者や障害者の通行の安全を確保するための方法について、住民の理解を深めるための運動の推進を推進委員の活動内容としたものである。

(イ) 具体例

- a 高齢者や障害者が、歩行者として、又は自転車や電動車椅子等を利用して道路を通行している場合に、周囲の者が進路を譲る等の配慮について啓発活動をする。
- b 高齢運転者標識、身体障害者標識又は聴覚障害者標識を表示する自動車に

対する保護や配慮について啓発活動をする。

- c 高齢運転者等専用駐車区間制度の周知を図るとともに、他の一般ドライバーが車両を駐車しないようにするためのモラル向上について啓発活動をする。

(ウ) 留意事項

推進委員による高齢者や障害者の通行の安全を確保するための啓発活動が効果的に行われるよう、講習において反射材の活用、電動車椅子の安全対策等について教養する。

- ウ 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進（法第108条の29第2項第3号）

(ア) 概要

道路における適正な車両の駐車及び道路の使用方法について、住民の理解を深めるための運動の推進を推進委員の活動内容としたものである。

(イ) 具体例

- a 違法駐車追放キャンペーンを行うなど、駐車問題等に関する住民運動の盛り上げを図る。
- b 通学路の途中にある地域住民の放置車両によって、児童の歩行に危険があることなど、地域の具体的な交通の状況を踏まえて、駐車対策等の必要性について理解を深めるための広報啓発をする。
- c 駐車場案内パンフレットを活用するなどして、適正な車両の駐りに資するための情報を提供する。

(ウ) 留意事項

地域住民の駐車問題等に関する意識を高めるように活動を指導する。

- エ 特定小型原動機付自転車又は自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進（法第108条の29第2項第4号）

(ア) 概要

特定小型原動機付自転車又は自転車（以下「自転車等」という。）の適正な通行の方法について、住民の理解を深めるための運動の推進を推進委員の活動内容としたものである。

(イ) 具体例

- a 自転車等の通行ルール、安全な通行等に関するチラシを配布するなどにより、自転車等の利用者に対して通行ルールの周知を図る。
- b 自転車等の利用者に対するルール遵守の徹底を図るための街頭における指導啓発を実施する。

(ウ) 留意事項

推進委員による自転車等の適正な通行についての啓発活動が効果的に行われるよう、講習において通行方法等について教養する。

- オ 地域における交通の安全と円滑に資する事項について広報及び啓発をする活動（法第108条の29第2項第2号から第4号までに掲げるものを除く。規則第4条第1号）

(ア) 概要

イからエまでに掲げるもの以外で、交通の安全と円滑に資するための広報啓発活動を推進委員の活動内容としたものである。

(イ) 具体例

- a 交通事故防止、飲酒運転根絶又は暴走族追放を目的とするキャンペーンを行うなど、交通問題に関する住民運動の盛り上げを図る。
- b 夜間に道路横断中の死亡事故が多発していることなど、地域の具体的な交通の状況を踏まえて、交通対策の必要性や反射材用品等の活用について理解を深めるための広報啓発をする。
- c 商店街や観光地における各種交通安全に資するための情報を提供する。

(ウ) 留意事項

形式的な活動に流れることなく、地域の交通状況に応じた事項を取り上げて、広報啓発活動を行うよう指導する。

カ 地域において活動する団体又は個人に対し、地域における交通の安全と円滑に資するための協力を要請する活動（規則第4条第2号）

(ア) 概要

交通の安全と円滑に資するための協力要請活動を推進委員の活動内容としたものである。協力を要請する事項としては、交通の安全と円滑に支障を及ぼす事情を解消するなど消極的目的の事項と、交通安全運動に取り組むなど、いわば積極目的の事項との両方が考えられる。

(イ) 具体例

- a 自治会の活動テーマとして駐車問題等の交通問題を取り上げることなどを働き掛ける。
- b 各種行事主催者に対し、臨時駐車場の設置、案内板の設置、自動車利用の自粛推進等の自主的な交通対策を講ずるよう働き掛ける。
- c 大型ビルの建築等の際し、関係者に対して自主的・先行的な交通安全対策を講ずるよう働き掛ける。
- d 貨物搬入は混雑時間帯を避けること、店頭で駐車場案内板を設けることなど、企業、商店等に対して自主的な交通安全対策を講ずるよう働き掛ける。

(ウ) 留意事項

協力要請は、これに伴い相手方に経済的負担を負わせることになる場合が多いと考えられるため、その内容を踏まえ、要請の方法を工夫するなど、相手方の納得を得ながら協力要請を行うよう指導する必要がある。

キ 地域における交通の安全と円滑に関する事項について、住民からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う活動（規則第4条第3号）

(ア) 概要

交通の安全と円滑に関する事項についての相談活動を推進委員の活動内容としたものである。「その他の援助」とは、推進委員として可能な範囲内での援助であり、例えば、交通問題の解決に関するパンフレット等があればこれを相談者に交付したり、相談者の希望に応じて警察機関等の担当部門との連絡の労をとったりすることなどをいうものである。

(イ) 具体例

- a 地域における交通規制、信号機の設置等に関して、住民の相談に応じる。
- b 迷惑駐車等の問題に対して、電話、応接等を通じて相談に応じる。

(ウ) 留意事項

活動区域における交通の安全と円滑に関係する場合は、活動区域外の地域の住民からの相談にも応じて差し支えない。また、相談に係る事項が他の協議会の活動区域に関するものであるような場合は、推進委員は、可能な助言をしたり、速やかに当該他の協議会の推進委員に引継を行うなど、適切な対応に努めるよう指導する必要がある。

「相談」に関して知り得た他人の秘密については、正当な理由なく他人に漏らさないよう留意させる必要がある。

ク 地域における交通の安全と円滑に資するための活動に協力し、又はその活動を援助する活動（規則第4条第4号）

(ア) 概要

交通の安全と円滑に資するための活動に対する協力援助活動を推進委員の活動内容としたものである。「協力援助活動」の対象となる活動には、純粹に民間ベースの活動も、警察機関等が関与する活動も含まれるものである。

(イ) 具体例

- a 地域の交通安全運動等に協力する。
- b 商店会、自治会等の自主的な交通対策に協力する。

(ウ) 留意事項

協力援助活動は、他の活動主体の活動を支援することにより、地域全体における交通の安全と円滑に資する活動を高めようとするものである。したがって、推進委員による協力援助が他の活動主体の当該地域における活動を活性化させることになるか、その効果を念頭に置きながら行うよう指導する必要がある。

ケ ク（ア）から（ウ）まで又は法第108条の29第2項第1号から第4号までに掲げる活動を行うため必要な範囲において、地域における交通の状況について実地に調査する活動（規則第4条第5号）

(ア) 概要

法第108条の29第2項第1号から第4号まで及び規則第4条第1号から第4号までの活動に伴う実地調査活動を推進委員の活動内容としたものである。

(イ) 具体例

- a 相談者に適切な助言をするため、必要な実態調査をする。
- b 地域の実情に応じた交通安全教育や広報啓発活動をするため、地域の交通上の問題点について調査する。

(ウ) 留意事項

調査活動をするための強制にわたるような権限は与えられていないので、他人の敷地に立ち入って調査する必要がある場合には、当然、その管理者の承諾が必要である。

また、実地調査活動は、必ずしも実地での活動が必要とされるものではな

く、動画や画像データ等を活用し、必要な情報を遠隔で収集することで、地域における交通状況の確認を十分に行うことができる場合においては、実地調査活動を遠隔での活動で代替できるものとする。

(2) 活動方法

ア 人数

各活動を行う際の体制は特に定めないが、協力要請活動のうち、違法行為を防止するため必要な措置を講ずることを要請する場合は、原則として、共同して行うものとする。

イ 活動の分担

推進委員は、活動区域全体において幅広く各活動を行うことができるが、一人の推進委員が（１）に掲げる全ての活動を網羅的に行う必要はない。そこで、協議会において、各推進委員の活動の効果が活動区域全体にバランスよく及ぶよう、それぞれの推進委員の活動時間、活動回数、担当地区、担当事項等を調整するように指導するものとする。

(3) 活動の対象範囲

法第108条の29第2項に規定する推進委員の活動は、地域における交通の安全と円滑に資するための活動に限られるものであり、それ以外は含まれない。例えば、道路に関する工事においても、交通の安全と円滑に資するために必要な事項に関する要請活動等を行うことができるが、道路の占用物件の保全に必要な事項など交通の安全と円滑とは関係のない事項に関し、指示、注意等を行うことはできない。

6 遵守事項

推進委員に対し、次の事項を遵守するよう十分指導するものとし、推進委員がこれらに違反したと認められるときは、個別に注意をする等必要な措置をとること。

(1) 住民に対して行う交通安全教育を、交通安全教育指針に従って行うこと（法第108条の29第3項）。

ア 趣旨

推進委員による交通安全教育の効果的かつ適切な実施を図るためには、その内容、方法等につき準拠すべき指針を定め、推進委員が行う交通安全教育をその指針に従って行わせることが効果的であると考えられるため、このように義務付けられたものである。

イ 留意事項

交通安全教育指針に従って交通安全教育を行うことができるよう平素から交通安全教育指針に対する理解を深め、これを活用し、地域の住民に対して、効果的かつ適切な交通安全教育を行うことができるように指導する。

(2) 関係地域の住民の要望と意見を十分に尊重するよう努めること（規則第5条第1項前段）。

ア 趣旨

推進委員が、関係地域の住民の要望と意見を十分に尊重して活動を行うべきことは、ボランティア活動に法的な裏付けを与えるという推進委員制度の趣旨に鑑み、推進委員としての当然の心構えであり、このことを端的に活動上の注意とし

て定めたものである。

イ 留意事項

平素から、住民の要望と意見を踏まえて活動を行うよう留意するとともに、推進委員の活動に批判的な意見についても、虚心坦懐に活動の在り方を省みるなど、真摯な対応をとるよう指導する。

- (3) 関係者の正当な権利及び自由を侵害することのないように留意すること（規則第5条第1項後段）。

ア 趣旨

推進委員は、警察官や交通巡視員とは異なり、法律上特別な権限は認められておらず、あくまでも地域住民の理解と協力を得ながらその活動を行うべきであるが、その活動の方法等いかんによっては、他人の正当な権利及び自由を害する可能性もあるので、このようなことのないように活動上の注意として明記することとしたものである。

イ 留意事項

「正当な権利及び自由を害する」活動には、刑罰法令に触れる行為はもとより、刑罰法令に触れなくとも憲法に保障された国民の権利及び自由を不当に侵害するような行為が含まれる。

なお、禁止される行為の例としては、次に掲げるものが挙げられる。

- (ア) 交通安全に関するパンフレットの受取りを拒否した者に無理強いをしてこれを受け取らせる（規則第4条第1号関係）。
- (イ) 協力要請に応じないイベントの主催者に対して、嫌がらせをして催し物の開催を邪魔する（規則第4条第2号関係）。
- (ウ) 相談者の秘密を漏らす（規則第4条第3号関係）。
- (エ) 実地調査のためにみだりに他人の敷地内に入り込む（規則第4条第5号関係）。
- (4) 政党又は政治的目的のためにその地位を利用しないこと（規則第5条第2項）。

ア 趣旨

推進委員の活動が、公務性を持つものであるところから、その政治的な中立性を確保し、その信頼性を高めるために、政治的な地位利用を禁止したものである。

イ 留意事項

特別職に属する地方公務員たる推進委員には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する政治的行為の制限の適用はないため、本条の規定による指導を徹底し、いやしくも推進委員としての活動が選挙運動等に利用されないことがないようにする。

「政党のため」とは、特定の政党を結成すること、特定の政党に加入すること、特定の政党を支持すること、特定の政党から脱退すること、特定の政党に反対すること等に資するとの意味である。

「政治的目的のため」とは、公職の選挙において特定の候補者を支持し、又はこれに反対すること、特定の内閣を支持し、又はこれに反対すること、特定の政治的団体を支持し、又はこれに反対すること、政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し、又はこれに反対すること等に資するとの意味である。

「その地位を利用する」とは、推進委員たる名称や推進委員としての活動に伴う影響力を行使することを意味する。

なお、禁止される行為の例としては、次に掲げるものが挙げられる。

(ア) 推進委員が地域の住民に対して行う交通安全教室において、特定の候補者への投票を依頼する。

(イ) 交通安全に関するチラシとともに、特定の政党の機関誌の号外を配布する。

7 身分証明書

(1) 携帯及び提示義務

推進委員は、活動を行うに当たっては、所定の様式の身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならないこととされている（規則第6条第1項）ので、推進委員に対し、この旨の指導を十分に行うものとする。

(2) 記載事項

身分証明書の「活動区域」の欄は、推進委員の活動区域を表す名称を簡潔に記載するものとする。

(3) 交付等

公安委員会は、委嘱に際して、規則別記様式第1号に定める様式の身分証明書を推進委員に貸与するものとし、推進委員がその身分を失ったときは、これを確実に返納させるものとする。

8 標章

(1) 使用義務

推進委員は、活動を行うに当たっては、規則別記様式第2号に定める様式の標章を用いなければならないこととされている（規則第7条）。

推進委員は、活動中、規程第8条第2項に定める規格の記章を着装するものとするが、このほか、標章を印刷した腕章、帽子、たすき、旗等を使用しても差し支えない。

なお、推進委員の標章は、軽犯罪法（昭和23年法律第39号）第1条第15号の「法令により定められた標章」に該当するので、推進委員でない者が標章を用いることのないよう注意すること。

(2) 交付等

公安委員会は、委嘱に際して、記章を推進委員に貸与するものとする。また、推進委員がその身分を失った場合は、貸与した記章を確実に返納させるものとする。

9 名簿

交通企画課長は、推進委員の委嘱決定後、同推進委員の委嘱日と委嘱番号を記した地域交通安全活動推進委員推薦書を名簿として備え付け、委嘱及び解嘱の状況を明らかにしておくものとする。

10 講習

(1) 実施基準

規則第8条第1項の規定による推進委員に対する講習（以下「講習」という。）は、規程別表第3に定める講習の実施基準に従って行うものとする。

(2) 実施方法

講習は、受講者の要望やインターネット環境の整備状況を踏まえ、オンラインによる実施に対応するなど、受講者の利便性に配慮した方法により行うものとする。

(3) 講習の委託

ア 委託先

規則第8条第2項に規定するものとしては、推進センター又は講習を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認められるものに委託するものとする。

イ 留意事項

規則第8条第2項の規定により講習の実施を委託する場合においても、講習を行う責任は公安委員会にあるため、受託者任せにすることなく、必要な指導監督を十分に行うものとする。

11 指導

(1) 指導を受ける義務

推進委員は、その職務に関して公安委員会の指導を受けるものとされている（規則第9条）。

(2) 指導の対象

規則第9条の規定による指導には、全推進委員を対象とした一般的な指導のほか、個別の推進委員に対する指導も含まれる。

(3) 指導事項

指導する事項には、推進委員としての活動内容に関する事項のほか、規則第5条等に規定する推進委員としての義務を守らせることも含まれる。また、指導する事項には、推進委員にその活動区域を守らせたり、遵守事項に違反する活動をしないうようにさせたりする消極目的のもののほか、推進委員の活動を効果的、効率的に行うことができるようにするための積極目的のものも含まれる。

(4) 指導の方法

指導の方法としては、次の方法により行うものとする。

ア 講習及び推進センターの行う研修において指導する。

イ 必要に応じて協議会の会長等を招致して指導する。

ウ 必要に応じて指導文書を各推進委員に配布する。

エ 警察職員に随時巡回指導をさせる。

オ 勤務懈怠、遵守事項違反等の問題のある推進委員に対して、個別に注意する等の措置を講ずる。

12 活動の報告

管轄署長は、推進委員の活動のうち主なものを3か月ごとに取りまとめた上、翌月10日までに地域交通安全活動推進委員活動状況報告書（別記様式第2号）により、交通企画課長を経由して本部長に報告しなければならない。

13 報償費の支給手続

管轄署長は、推進委員の活動に対して報償費を支給するものとする。

(1) 支給の主旨

推進委員が活動を推進するに当たり、その活動に要する経費の一部を補うとともに、推進委員の活動意欲を高めるために報償費を支払うもの。

(2) 支給対象者

県下推進委員 171人

(3) 支給金額及び支給方法

1人当たり月額2,000円として、支給月（7月、10月、1月、4月）の前3月分をそれぞれ本人の指定口座へ支給するものとする。

なお、源泉徴収税額は、税額表の月額表乙欄を適用する。

14 解嘱等

管轄署長は、当該活動区域の推進委員が法第108条の29第5項に定める解嘱事由に該当するに至ったと認めるときは、地域交通安全活動推進委員解嘱上申書（別記様式第3号）により、交通企画課長を経由して公安委員会に上申しなければならない。また、管轄署長は、推進委員から、その任期途中で辞職の申出を受けた場合は、当該推進委員からの辞職願に地域交通安全活動推進委員辞職承認願（副申）（別記様式第4号）を添えて、交通企画課長を経由して公安委員会に副申しなければならない。

(1) 解嘱の要件

法第108条の29第5項各号に掲げる解嘱の要件に該当するか否かの判断は、次に定めるところにより行うものとする。

ア 法第108条の29第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき（法第108条の29第5項第1号）。

1（2）に定める委嘱の要件の判断基準による。

イ 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき（法第108条の29第5項第2号）。

法第108条の29第3項、規則第5条等に規定される職務上の義務に違反し、又は正当な理由がなく、法第108条の29第2項に規定する推進委員の活動を行うことを怠ったときに解嘱する。

なお、「活動を行うことを怠った」か否かの判断は、公安委員会の指導内容、協議会における活動基準等の申合せ等の諸般の事情を考慮して、他の推進委員に比べて、著しく活動が低調であるか否かにより判断する。

ウ 推進委員たるにふさわしくない非行のあったとき（法第108条の29第5項第3号）。

推進委員としてふさわしくない刑罰法令に触れる行為又は反社会的・反道徳的な行為をしたときに解嘱する。

(2) 解嘱手続

推進委員を解嘱する場合には、推進委員の所在が不明の場合を除き、あらかじめ理由を通知して、当該推進委員に弁明の機会を与えることとされている（規則第10条）。推進委員の解嘱は、規程第14条に定めるところによる。

第2 協議会

1 設置区域

法第108条の30第1項の規定により公安委員会が定める区域は、原則として、推進委員の活動区域と同じものとする。ただし、地域の実情に応じ、これと異なる定めをすることができるものとする。

2 役員等

(1) 人員等

協議会には、役員として、会長1名及び幹事若干名を置くこととされている（規則第11条第1項）。

幹事の具体的な人数は、各協議会において定めることになるが、協議会を構成する推進委員の数に比して著しく多くなることのないように指導するものとする（会長及び幹事の合計数が、推進委員の総数のおおむね3分の1を超えないことを指導の目安とする。）。

なお、幹事のうち、特定の者（例えば、規則第11条第3項の規定により会長を代行する順位が上位にある者）を便宜上「副会長」等と呼称することとしても差し支えない。

(2) 職務

会長の職務は、協議会の会務を取りまとめ、協議会を代表することであり（規則第11条第2項）、幹事の職務は、会長を助け、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位に従い、その職務を代行することである（同条第3項）。

幹事が複数いる場合には、地域的又は事物的に、各幹事が担当する事務を明確にし、実質的に会長を補佐することができるように指導するものとする。

(3) 選任

役員は、推進委員の互選により選任される（規則第11条第4項）。

解任に関する規定は設けられていないが、役員がその職を辞する場合のほか、選任と同様な手続（互選）により、これを解任することができるものと解される（具体的な手続は、各協議会が定めることになる。）。

(4) 任期

役員の任期は、1年であり、再任することができる（規則第11条第5項）。増員又は補欠により選任された役員についても、現任者又は前任者の任期とはかわりなく、選任の時から1年である。

(5) 顧問等

会長及び幹事以外に、協議会が、その定めるところにより、自主的に、関係行政機関の長、関係団体の長等を「顧問」、「相談役」等の名称で委嘱することとしても差し支えないものとする。ただし、顧問、相談役等により、実質的に協議会の運営に支障が生ずることがないようにするため、その所掌事務等を定めるに当たっては、あらかじめ、管轄署長を通じて協議させることとするとともに、具体的な人選に当たっては、事前に管轄署長の意見を聴くよう指導するものとする。

3 事業

法第108条の30第2項及び規則第12条に定める協議会の事業の運営は、次に定めるところによるものとする。

(1) 推進委員の活動の方針を定めること（法第108条の30第2項）。

ア 概要

推進委員の活動の重点等の方針を定める事務を協議会の事業としたものである。

イ 具体例

- (7) 重点的に取り組むべき活動内容、活動地域等を定める。
- (4) 月間、年間の活動の具体的な目標を定める。

ウ 留意事項

活動方針を定めるに当たっては、地域の実情を十分に踏まえるとともに、管轄署長等と緊密な連絡を取るよう指導する。

- (2) 推進委員相互の連絡及び調整を行うこと（法第108条の30第2項）。

ア 趣旨

推進委員が効果的に活動することができるようにするため、推進委員相互の活動に関する連絡及び調整をする事務を協議会の事業としたものである。

イ 具体例

- (7) 推進委員の活動時間、活動回数、担当地区、担当事項等を調整する。
- (4) 各推進委員の活動等で必要がある場合に、これを調整する。
- (ウ) 各推進委員の活動状況等について連絡する。

ウ 留意事項

協議会が各推進委員の担当地区等を調整、設定等をする場合は、交番及び駐在所の所管区の範囲その他地域における諸事情を勘案するよう指導する。

- (3) 推進委員の活動に関し、警察機関その他の関係行政機関、推進センターその他の関係団体及び他の協議会との連絡又は調整に当たること（規則第12条第1号）。

ア 概要

推進委員の活動を円滑に行うことができるようにするため、関係機関、団体等との連絡又は調整に当たる事務を協議会の事業としたものである。

イ 具体例

- (7) 警察機関との連絡会を開催する。
- (4) 市町の交通安全担当部局等の活動予定等を連絡する。
- (ウ) 地区交通安全協会と活動内容を調整するための協議会を開催する。
- (エ) 共同で実施する行事について他の協議会と協議する。
- (オ) 推進センターと研修を受けるべき推進委員の調整をする。

ウ 留意事項

警察機関以外の「関係行政機関」としては市町の交通安全担当部局等が、推進センター以外の「関係団体」としては地区交通安全協会、安全運転管理者協議会等が挙げられる。

「連絡又は調整」とあるが、これは事柄の性質上、「警察機関その他の関係行政機関との連絡」と「推進センターその他の関係団体及び他の協議会との連絡及び調整」とを意味するものである。

なお、「関係行政機関との連絡」とは、推進委員の行う活動の日程等の連絡を意味するものであり、法第108条の30第3項の規定のような関係行政機関に対する意見具申権を認めたものではない。

- (4) 推進委員の活動に必要な資料及び情報を集めること（規則第12条第2号）。

ア 概要

推進委員の活動に必要な資料及び情報を集める事務を協議会の事業としたものである。

イ 具体例

- (ア) 関係機関、団体等から資料及び情報を収集する。
- (イ) 推進委員が活動に関して把握した交通の状況に関する情報を集約する。

ウ 留意事項

収集した資料及び情報については、適切な方法で推進委員に伝達し、活用するよう指導するものとする。

- (5) 推進委員の活動について広報宣伝をすること（規則第12条第3号）。

ア 趣旨

推進委員の活動について広報宣伝をすること業を協議会の事業としたものである。

イ 具体例

- (ア) 推進委員の活動を宣伝するポスターを作成する。
- (イ) 広報紙（誌）を発行する。

ウ 留意事項

推進委員がどのような活動を行い、どのような成果を挙げているのかを広報宣伝し、推進委員の活動についての地域住民の理解を深め、その協力等が得やすくなるよう指導する。

- (6) 推進委員がその活動を行うに当たって使用する資器材を管理すること（規則第12条第4号）。

ア 趣旨

推進委員の使用する資器材を管理する事務を協議会の事務とするものである。

イ 具体例

交通安全教育用の資器材、広報啓発活動用のビデオ機器等がある場合にこれを保管する。

ウ 留意事項

備品等については、管理台帳を作成し、管理に問題がないように配慮するよう指導する。

4 意見の申出

(1) 内容

協議会が法第108条の30第3項の規定により公安委員会及び管轄署長に申し出ることができるのは、「推進委員の活動に関し必要と認める意見」である。

「推進委員の活動に関し必要と認める意見」としては、次に掲げるものがある。

なお、協議会が管轄署長に申し出る意見は、公安委員会の所掌に係る事務の範囲内に限られる。これは、警察として直接処理することのできない事務を直接処理するよう申し出ることにはできないということであり、関係行政機関に交通の安全と円滑を図るため必要な措置を講ずるよう申し入れることは、当然、警察の所掌事務の範囲内であるから、「〇〇〇（関係行政機関名）に対し、〇〇〇の措置を講ずるよう働き掛けること。」のような意見を申し出ることには当然可能である。

ア 推進委員に対する講習又は研修の内容等、使用する資器材その他推進委員が適

正かつ効果的にその活動を行うに当たって必要と認められる事項

イ 推進委員がその活動を通じて把握した地域における交通の安全と円滑を確保する上で必要と認められる事項

(2) 宛先

管轄署長の所掌事務に関する意見については管轄署長宛てに、これ以外の意見については公安委員会宛てに提出するよう指導するものとする。

管轄署長が複数ある場合は、意見の内容に応じ、当該意見に関係のある各管轄署長宛てに意見を申し出るよう指導するものとする。

(3) 方法

意見の申出は、規程第19条第2項に定めるところによる。

公安委員会に対する意見の申出を受理した管轄署長は、当該協議会の意見に対する管轄署長の意見を付した上、公安委員会に送付するものとする。

なお、管轄署長が複数ある場合は、意見の内容に応じ、各管轄署長を経由して意見を申し出るよう指導するものとする。また、管轄署長の管轄区域以外の区域を管轄する署長に係る意見の申出がある場合は、当該経由を受けた管轄署長又は交通企画課長が、当該意見に係る関係署長に意見を求める手続をとるようにするものとする。

(4) 意見に対する措置

協議会が申し出た意見のうち、理由のあるものについては、交通警察の運営上、十分に参考とするよう努めるものとする。また、協議会が申し出た意見に対して講じた措置については、支障のない範囲内で、これを協議会に連絡するよう努めるものとする。

5 報告又は資料の提出

(1) 対象事項

公安委員会は、協議会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該協議会に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができることとされている（規則第14条）。

報告又は資料の提出を求めることができるのは、法第108条の30第2項、規則第12条及び法第108条の30第3項に規定する業務の実施状況、役員の選任手続状況、会計の処理状況等協議会の適正な運営を確保する上で必要と認められる事項全般である。

(2) 方法

報告又は資料の提出の要求は、規程第20条に定めるところによる。

(3) その他

規則第14条の規定は、「協議会の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」における公安委員会の権限を定めたものであり、本条は、管轄署長等が日常的な業務指導の一環として、必要な報告連絡を求めることを妨げるものではない。

6 勧告

(1) 対象事項

公安委員会は、協議会の運営に関し、改善が必要であると認めるときは、当該協

議会に対し、その改善に必要な措置を執るべきことを勧告することができることとされている（規則第15条）。

勧告の対象となるのは、法第108条の30第2項、規則第12条及び法第108条の30第3項に規定する業務の実施方法の改善、役員の選任手続の改善、役員の解任、会計処理の改善等協議会の運営全般の改善である。

(2) 方法

規則第15条の規定による改善の勧告は、規程第21条に定めるところによる。

(3) その他

規則第15条の規定は、「協議会の運営に関し、改善が必要であると認めるとき」における公安委員会の権限を定めたものであり、本条は、管轄署長等が協議会に対し、日常的な業務指導をすることを妨げるものではない。

7 その他

(1) 地区交通安全協会等との関係

協議会の運営に当たっては、地区交通安全協会等との関係に十分配慮するものとする。

(2) 協議会の内規

協議会の定める内規のうち、推進委員の担当する地区又は事項の定めに関する事項、役員の選任及び解任に関する事項、相談役等の委嘱及び解嘱に関する事項、公安委員会又は署長に対して申し出る意見の決定に関する事項その他重要と認められる事項については、管轄署長と事前協議をさせるなど、必要な指導を行うものとする。

(3) 事務所等

協議会の事務所、協議会の会議の開催等については、管轄署長において可能な限り便宜を図るよう努めるものとする。

(4) 連絡会の設置

協議会の各会長をもって構成する福井県地域交通安全活動推進委員協議会連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

なお、連絡会の運営については、連絡会において別に定めるものとする。

第3 推進センター

1 研修業務

(1) 内容

法第108条の31第2項第11号の推進委員に対する研修（以下「研修」という。）は、その内容、実施時期等から、講習を補完したものとなるよう指導するものとする。

(2) 方法等

研修は、あらかじめ研修事項、研修方法、研修時間、研修対象者の範囲等を記載した研修実施計画書を作成し、これに基づいて実施するよう指導するものとし、当該研修実施計画書の作成に当たっては、事前に交通企画課と協議させるものとする。

また、研修の実施に当たっては、受講者の要望やインターネット環境の整備状況を踏まえ、オンラインによる実施に対応するなど、受講者の利便性に配慮した方法

で行うよう指導するものとする。

(3) 協議会との関係

研修事項等の内容、研修させる推進委員の人選等研修の運営に当たっては、関係協議会と必要な連絡を取るよう指導するものとする。

2 支援業務

法第108条の31第2項第12号の協議会に対する支援業務については、交通企画課と緊密な連絡を取りながら実施するよう指導するものとする。

様式省略